

## 2-3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

### 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

新ビジョン体系	2-3(1)(2)(3)	担当部局	健康福祉部 障害者政策課、障害福祉課
---------	--------------	------	--------------------

これから、施策2-3、障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現のうち、(1) 障害に対する理解と相互交流の促進、(2) 多様な障害に応じたきめ細やかな支援、(3) 地域における自立を支える体制づくり、について説明いたします。

お手元に施策調書を御用意して視聴をお願いします。

❖ 目 標

- 県民への障害を理由とする差別の解消と、合理的配慮の提供の理解を進めます。
- 地域で安心して暮らせるよう、障害の特性に応じた就労を促進します。
- 様々な障害の特性に応じたきめ細かな支援体制の整備を進めます。

❖ 施策に関する指標

成果指標	基準値	現状値	目標値	区分
障害を理由とする差別解消促進県民会議参画団体数	(2017年度) 227 団体	(2019年度) 249 団体	300 団体	C
障害者差別解消支援協議会による助言・あっせん申し立て件数	(2017年度) 0 件	(2019年度) 0 件	0 件	目標値以上

活動指標	基準値	現状値	目標値	区分
ヘルプマーク配布数	(2017年度) 9,530 個	(2019年度) 累計 33,100 個	累計 120,000 個	●
声かけサポーター養成数	(2017年度) 231 人	(2018～2019年度) 累計 347 人	(2018～2021年度) 累計 1,000 人	●
発達障害児者の支援に携わる専門人材養成数	(2013～2016年度) 累計 618 人	(2018～2019年度) 累計 336 人	(2018～2021年度) 累計 700 人	○
児童発達支援センター設置市町数	(2016年度) 11 市町	(2019年度) 19 市町	政令市除く全市町	●
ふじのくに福産品ブランド化商品数	(2016年度) 5 品	(2019年度) 累計 33 品	累計 55 品	○

まず 1 ページを御覧ください。

本施策は、県民への障害を理由とする差別の解消と、合理的配慮の提供の理解、地域で安心して暮らせるよう、障害の特性に応じた就労の促進、様々な障害の特性に応じたきめ細かな支援体制の整備、を目標に掲げています。

この目標を達成するため、「成果指標」によって施策の効果を測り、「活動指標」によって施策の進捗状況を確認していくことで、継続的な施策の改善を図り、施策展開に反映しています。

❖ 施策推進の視点・主な取組

👉 **視点1 障害に対する理解の促進**

① 障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進

障害のある人や障害に対する正しい理解の県民への浸透を図るとともに、障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供を推進します。

👉 **視点2 福祉的就労の工賃水準の向上**

② 一人ひとりの特性に応じた就労の促進

障害福祉事業所の収益の拡大等を図り、工賃向上につなげることで、事業所で働く障害のある方々の経済的な自立を促進します。

👉 **視点3 発達障害のある人の自立に向けた支援**

③ 発達障害のある人に対する支援の充実

医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携のもと切れ目ない支援を行うことで、発達障害のある人が抱えている困難さを緩和することを目指しています。

本施策では、障害に対する理解の促進、福祉的就労の工賃水準の向上、発達障害のある人の自立に向けた支援、という3つの視点から、障害者政策に取り組んでいます。

## 1 現状・課題と県の施策

### 【現状・課題1】

- 平成29年度に実施した国の世論調査では、障害を理由とする差別や偏見が「あると思う」と回答した人の割合が83.9%となっています。
- 県民、行政、企業など社会全体で障害に対する理解を深め、差別解消に向けた環境づくりを進めていく必要があります。

#### **視点1 障害に対する理解と合理的配慮の提供の推進**

- 障害のある人への差別解消に向けて、差別解消相談窓口を設置し、官民を挙げて意識啓発に取り組んでいます。

主な取組➡ 障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進

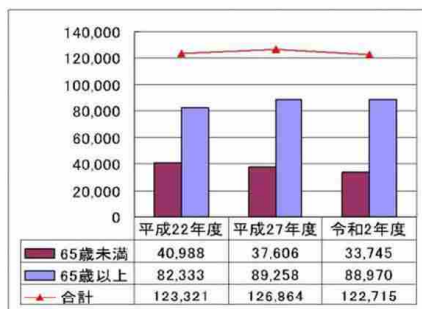
次に2ページを御覧ください。  
現状・課題と県の施策について、ご説明します。

まず、現状と対応すべき課題です。  
平成29年度の国の世論調査では、障害を理由とする差別や偏見が「あると思う」と回答した人が83.9%おり、社会全体で障害に対する理解を深め、差別解消に向けた環境づくりを進めていく必要があります。

県では、障害に対する理解と合理的配慮の提供の推進という視点で、障害のある人への差別解消に向けて、差別解消相談窓口を設置し、官民を挙げて意識啓発を行っています。

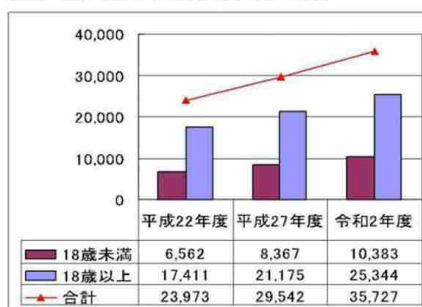
## 1 静岡県の障害のある人の状況

### (1) 身体障害のある人の状況



- ・身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）は、平成 22 年度の 123,321 人から令和 2 年度の 122,715 人と、606 人減少しています。
- ・65 歳以上の人の割合が増加しており、高齢化が進んでいます。

### (2) 知的障害のある人の状況



- ・知的障害のある人（療育手帳所持者）は、平成 22 年度の 23,973 人から令和 2 年度の 35,727 人と、11,754 人増加しています。
- ・18 歳未満、18 歳以上どちらも増加傾向となっています。

1、静岡県の障害のある人の状況、についてご説明いたします。  
一番上のグラフをご覧ください。

身体障害のある人は、平成22年度は123,321人でしたが、令和2年度には122,715人に減少しています。  
一方で65歳以上の人の割合が増加しており、高齢化が進んでいます。

真ん中のグラフをご覧ください。  
知的障害のある人は、平成22年度は23,973人でしたが、令和2年度には35,727人となっており、大きく増加しています。  
また、18歳未満、18歳以上、どちらも増加傾向となっています。

### (3) 精神障害のある人の状況



- ・精神障害のある人（精神科入院・通院患者）は、平成22年度の37,255人から令和2年度の54,431人と、17,176人増加しています。
- ・入院医療中心から地域でのケアに移行しているため、入院患者数は減少している一方で、通院患者数は増加しています。

一番下のグラフをご覧ください。

精神障害のある人は、平成22年度は37,255人でしたが、令和2年度には54,431人となっており、これも大きく増加しています。

なお、入院医療中心から地域でのケアに移行しているため、入院患者数は減少している一方で、通院患者数は増加しています。

## 2 障害、障害のある人に対する意識等

平成 29 年に国が実施した「障害者に関する世論調査」によると、障害のある人が困っているときに手助けをしたことがある人は 6 割でした。手助けをした理由としては、「困っているときはお互い様という気持ちから」「障害のある人を手助けするのは当たり前のことだと思うから」が多く、お互い様、当たり前と自然に接している人が多いです。

一方で、手助けをしたことがない理由としては、「困っている障害者を見かける機会がなかったから」を除けば、「どのように接したらよいかわからなかったから」、「自分が何をすればよいかわからなかったから」が続き、接し方が分からない人が多いという結果でした。

また、障害を理由とする差別や偏見については、8 割以上の人が差別や偏見があると回答しており、障害や障害のある人への理解、差別の解消に向けた県民意識の醸成を図る必要があります。

### (1) 障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある



次に 3 ページをご覧ください。

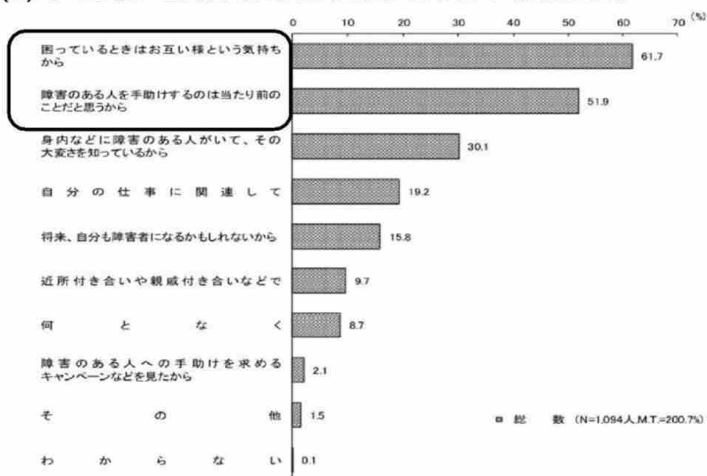
2、障害、障害のある人に対する意識等について、御説明いたします。

グラフをご覧ください。

こちらは、平成29年に国が実施した「障害者に関する世論調査」の結果を示したものです。

障害のある人が困っているときに手助けをしたことがある人は 6 割でした。

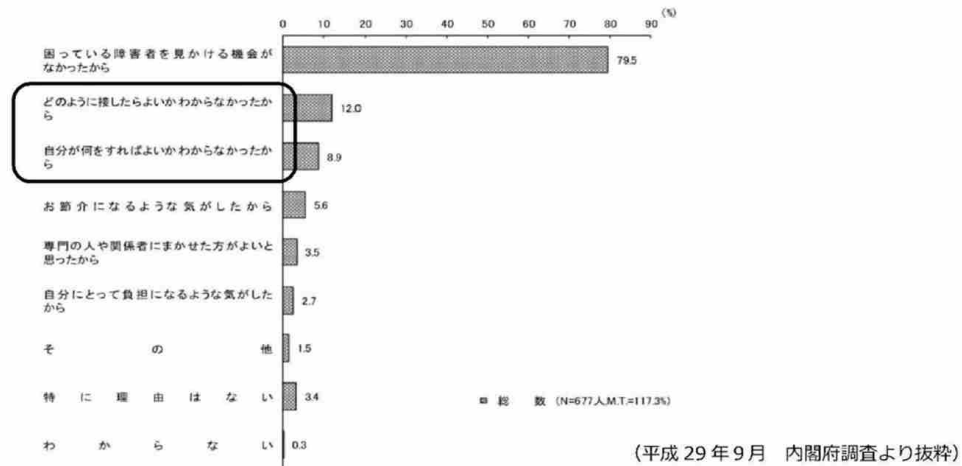
(2) (1)で「ある」と回答した人の手助けした理由（複数回答）



「困っているときはお互い様という気持ちから」、「障害のある人を手助けするのは当たり前のことだと思うから」という理由が多く、障害のある人と自然に接している人が多くいることが分かります。

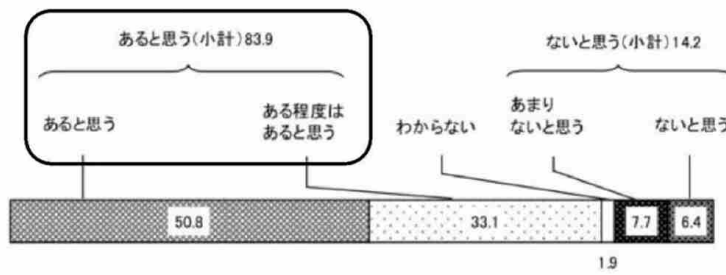


(3) (1)で「ない」と回答した人の手助けしたことがない理由（複数回）

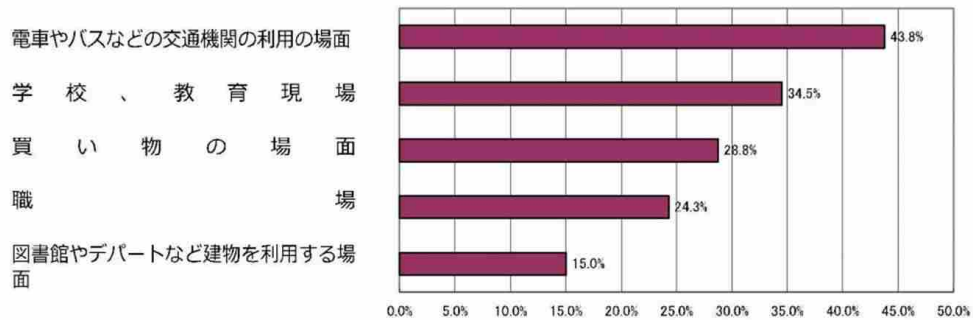


一方で、手助けをしたことがない人は、障害者を見かける機会がなかった人を除けば、「どのように接したらよいかわからなかったから」、「自分が何をすればよいかわからなかったから」という理由でした。

(4) 障害を理由とする差別や偏見の有無



(5) 差別を感じたり、いやな気持ちになったことがある場面 (令和2年度 県政インターネットモニターアンケートより)



次に4ページをご覧ください。

障害を理由とする差別や偏見については、8割以上の方が差別や偏見があると回答しており、障害や障害のある人への理解、差別の解消に向けた県民意識の醸成を図る必要があります。

### 3 障害者差別解消法の施行

障害の有無にかかわらず共生できる社会を目指すことを目的に、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

障害者差別解消法では、障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められています。

次に、3、障害者差別解消法の施行について御説明します。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、障害の有無にかかわらず共生できる社会を目指すことを目的に、平成28年4月に施行されました。

同法では、障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められています。

「合理的配慮」とは障害のある人から何らかの助けを求める意思の表明があった際に、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（事物、制度、慣行、観念）を取り除くために必要な便宜、のことです。

障害者差別解消法の概要

項目	国・地方公共団体	民間事業者
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進</li> <li>・全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現</li> </ul>	
差別的取扱い禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならない</li> </ul>	
合理的配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要かつ合理的な配慮をしなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない</li> </ul>
差別解消の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談及び紛争防止等のため必要な体制の整備</li> <li>・必要な啓発活動の実施</li> </ul>	

ポイント

	国・地方公共団体	民間事業者
不当な差別的取扱い※1	禁止	禁止
合理的配慮の提供※2	義務	努力義務

「合理的配慮」とは

障害のある人から何らかの助けを求める意思の表明があった際に、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（事象、制度、慣行、観念）を取り除くために必要な便宜

表は、障害者差別解消法の概要です。

## 「不当な差別的取扱い」の例

### 【お店で】

レストランなどの飲食店に入ろうとしている障害のある人を、車いすを利用していることを理由に断った。



### 【賃貸契約で】

アパートやマンションを借りようとする人が、障害があることを伝えると、そのことを理由に部屋を貸さなかった。



### 【入会手続きで】

スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとする人が、障害のあることを伝えると、そのことを理由に断った。



次に5ページをご覧ください。

上の図は、「不当な差別的取り扱い」の例です。お店が車いす利用を理由に入店を断ったり、障害を理由にアパート等を貸さない、スポーツクラブの入会を断る、などがその一例です。

## 「合理的配慮の提供」の例

### 【お店で】

視覚障害のある人に、メニューに書かれている内容などを店員が読み上げて説明する。



### 【出入り口で】

車いすを利用して  
いる人のために、段  
差のある出入り口  
にスロープを設置  
するなど、段差をな  
くす工夫をする。



### 【説明会で】

知的障害のある人  
から申し出があっ  
たときに、特にゆ  
っくり丁寧に、繰  
り返し説明し、内  
容が理解されたこ  
とを確認しながら  
対応する。



下の図は「合理的配慮の提供」の例です。

お店で視覚障害のある方に店員がメニューを読み上げて説明する、車いす利用者のために段差をなくす工夫をする、知的障害のある方に説明するときはゆっくり丁寧に説明する、などがその一例です。

### 【現状・課題2】

- 障害のある人が地域において生活する上で、就労の場、活動の場があることは、生計の維持、生活の質の向上に大きな役割を果たします。
- 一方で、福祉的就労、特に就労継続支援B型事業所の平均工賃は低い水準にあるため、障害のある人の就労機会を確保しつつ、工賃水準の向上を図る必要があります。

#### **視点2** 福祉的就労の工賃水準の向上

- 障害のある人の就労・生活相談や事業所の受注拡大、福産品のブランド化を支援しています。

主な取組➡ 一人ひとりの特性に応じた就労の促進

次に6ページをご覧ください。

現状と対応すべき課題のふたつめです。、障害のある人が地域で生活するうえで、就労の場や活動の場があることは大きな役割を果たしますが、平均工賃は低い水準にあるため、工賃水準の向上を図る必要がある、ということです。

県では「福祉的就労の工賃水準の向上」という視点で、障害のある人の就労・生活相談や事業所の受注拡大、福産品のブランド化を支援しています。

1 障害のある人の就労の現状		
<b>(1) 就労の形態</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある人が地域で自立した生活を送るためには働くことが重要ですが、障害の特性や程度は人により様々であることから、本人の希望や能力に応じた多様な就労機会を確保していくことが必要です。</li> <li>・ 障害のある人が通常の企業等で働くこと（＝一般就労）を促進していくとともに、一般就労が困難な障害のある人に対しては、就労継続支援事業所などの障害福祉サービス事業所において働く機会を確保すること（＝福祉的就労）が重要です。</li> </ul>		
	一般就労	福祉的就労
概要	一般企業等で労働契約を締結して働く一般的な就労形態	一般企業等で働くことが難しい場合などに障害福祉サービスを受けながら働く就労形態
障害者の立場	労働者	労働者かつ障害サービス利用者
仕事の内容	雇用主が決定	利用者の希望が優先
県内人数	11,901人（R2.6）※	9,407人（R2.3）
行政支援	主として労働行政からの支援 （国：労働局他・県：経済産業部 等）	主として福祉行政からの支援 （県：健康福祉部）

1、障害のある人の就労の現状について、御説明します。

障害の特性や程度が様々であることから、障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、多様な就労機会を確保していくことが必要です。

また、障害のある人が通常の企業等で働くことを促進していくとともに、それが困難な人に対しては、就労継続支援事業所などの障害福祉サービス事業所において働く機会を確保することが重要です。

表は通常の企業等で働くこと（一般就労）と、障害福祉サービス事業所において確保した場所で働くこと（福祉的就労）について、まとめた表です。



## (2) 福祉的就労の状況

- ・ 福祉的就労には、就労継続支援事業所との雇用契約に基づく就労形態である「就労継続支援 A 型」と就労継続支援 A 型での就労が困難であり、雇用契約に基づかない就労形態である「就労継続支援 B 型」の 2 種類があります。
- ・ 就労継続支援事業所の利用者は、菓子など自主製品の加工販売や部品加工などの下請作業等を行っています。利用者の報酬は、作業で発生した収益のみから支払われることから、報酬額は、自主製品の売り上げや下請等の作業量により左右されることになります。
- ・ B 型事業所の利用者は、A 型事業所での就労が困難であり、雇用契約がないため最低賃金の制約もないことから、A 型事業所利用者と比べて工賃が低くなっています。

次に、7 ページをご覧ください。福祉的就労の状況です。

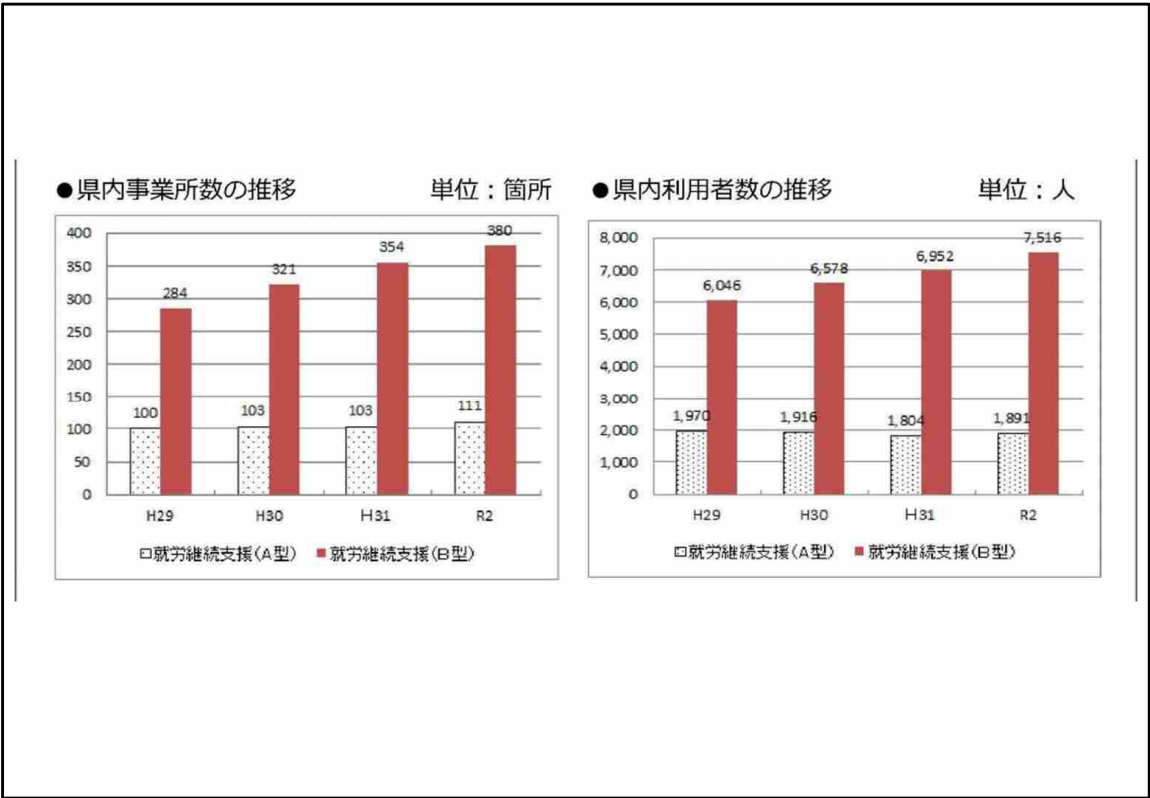
福祉的就労の就労形態には、就労継続支援事業所との雇用契約に基づく「就労継続支援 A 型」と、雇用契約に基づかない「就労継続支援 B 型」があります。

就労継続支援事業所の利用者の報酬は、作業で発生した収益のみから支払われることから、報酬額は、自主製品の売り上げや下請等の作業量により左右されます。

B 型事業所の利用者は、雇用契約がないため最低賃金の制約もないことから、A 型事業所利用者と比べて工賃が低くなっています。

	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型
対 象	一般就労が難しい障害のある人	一般就労及び就労継続支援 A 型事業所での就労が難しい障害のある人
年 齢	18 歳以上 65 歳未満	制限なし
雇用契約	あり	なし
県内事業所数	111 か所	380 か所
県内利用者数	1,891 人	7,516 人
県平均工賃額	79,543 円/月	16,511 円/月

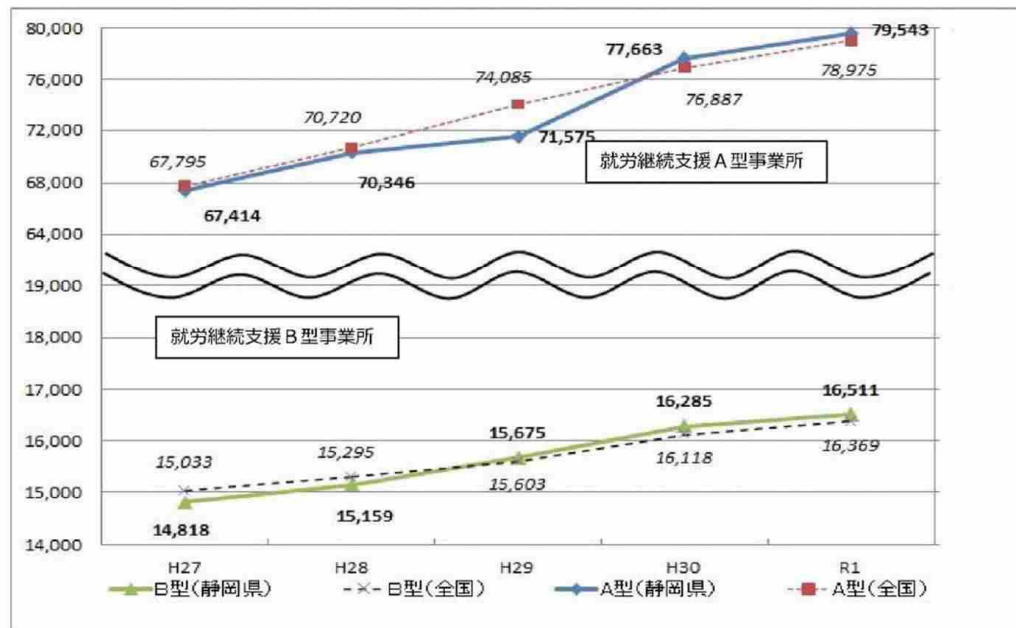
下の表は「就労継続支援 A 型」と「就労継続支援 B 型」についてまとめた表です。



グラフは県内就労継続支援事業所数の推移と、その利用者数の推移を示しています。  
 工賃が低いB型の方が、事業所数、利用者数ともに多く、増加傾向にあります。

(3) 平均工賃月額推移

ア 福祉的就労による平均工賃月額は、年々増加傾向にあり、全国平均を上回っているものの、就労継続支援B型の令和元年度実績は16,511円に留まっており、依然として低い状況です。



次に、8ページをご覧ください。

グラフをご覧ください。

福祉的就労による平均工賃月額は、年々増加傾向にあり、全国平均を上回っています。

しかし、就労継続支援B型の令和元年度実績は約1万6千円余に留まっており、依然として低い状況にあります。

イ 就労継続支援B型の工賃は、地域で自立して生活する上で障害年金等を除き必要とされる収入約3万円に届いておらず、工賃水準の向上に向けた更なる取組を進めていく必要があります。

●地域で自立した生活を送るための必要月額試算

① 1か月あたりの必要見込額 103,000円

② 障害年金等受給額 73,000円

③ 差 額 (①-②) 30,000円

④ 令和元年度平均工賃月額 16,511円



**不足額：13,489円**

地域で自立して生活する上で、障害年金等を除き必要とされる収入は約3万円といわれていますが、就労継続支援B型の工賃はそれに届いておらず、工賃水準の向上に向けた更なる取組を進めていく必要があります。

## 2 工賃向上に向けた課題

- ・ふじのくに福産品※の販売機会が少なく地域での認知度も十分でないことから、製品を広く知ってもらい、安定した販路の確保を図る必要があります。
- ・障害福祉サービス事業所では商品開発や販売ノウハウが不足しており、消費者（企業・県民）のニーズを十分捉えきれていないことから、専門家の助言等を通じて付加価値の高い製品づくりを支援していく必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴うイベント等の中止により販売機会が減少していることから、ウィズコロナ時代の新しい生活様式に対応した販路拡大に取り組む必要があります。

※ふじのくに福産品とは

授産品をより身近に感じられ、広く県民に親しまれるように、授産品を「ふじのくに福産品」の愛称で呼んでいます。

次に9ページをご覧ください。

2、工賃向上に向けた課題について、御説明します。

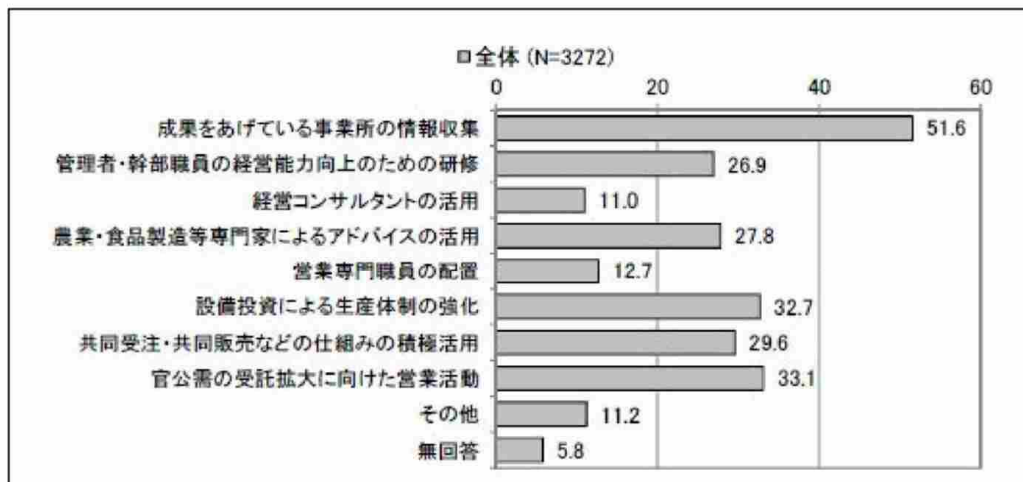
本県では、県民の皆様に授産品がより身近に感じられ親しまれるように、授産品を「ふじのくに福産品」の愛称で呼んでいます。

ふじのくに福産品は、販売機会が少なく認知度も十分でないことから、製品を広く知ってもらい、安定した販路の確保を図る必要があります。

また、障害福祉サービス事業所では商品開発や販売ノウハウが不足しており、消費者のニーズを捉えるため、専門家の助言等を通じて付加価値の高い製品づくりを支援する必要があります。

併せて、新型コロナウイルス感染拡大に伴うイベント等の中止により販売機会が減少していることから、新しい生活様式に対応した販路拡大に取り組む必要があります。

●全国就労継続支援B型事業所アンケート：工賃向上で今後取り組みたいこと



※H25.3 厚生労働省「工賃向上計画を円滑に実施するための取組みに関する調査報告書」より

グラフは全国就労継続支援B型事業所の実施したアンケートの、「工賃向上で今後取り組みたいこと」の回答をまとめたものです。成果を上げている事業所の情報収集のほか、受託拡大に向けた営業活動、生産体制の強化、専門家によるアドバイスの活用といった回答が多くなっています。

### 【現状・課題3】

- 障害のある人が地域で安心した生活を送っていくためには、障害のある人が抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、適切な障害福祉サービス等を提供していくことが重要です。近年、発達障害については相談件数が増加傾向にあり、相談支援体制の充実が必要です。

#### 視点3 発達障害のある人の自立に向けた支援

- 発達障害者支援センターを設置し、専門人材の養成やライフステージを通じた相談支援体制を整備しています。

主な取組➡ 発達障害のある人に対する支援の充実

次に10ページをご覧ください。

現状と対応すべき課題のみっつめは、近年は発達障害についての相談件数が増加傾向にあり、相談支援体制の充実が必要であることです。

県では、「発達障害のある人の自立に向けた支援」、という視点で、発達障害者支援センターを設置し、専門人材の養成やライフステージを通じた相談支援体制を整備しています。



## 1 発達障害児者の現状

### (1) 発達障害とは

発達障害者支援法において、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥他動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義しています。

### (2) 県内の発達障害児者

#### ① 対象者数の推計

平成 24 年度文科省調査「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」結果（6.5%）からの推計。

調査項目	調査結果	県内推計
知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合（全国小中学 53,882 人分アンケート）	6.5%	3万4千人 (15歳以下)

※H25.10.1 県内推計人口（15歳以下）530,411人 × 6.5% = 34,476人

#### ② 県内の療育手帳所持者数（18歳以上を含む）

令和 2 年 3 月 31 日現在において、療育手帳を所持している発達障害児（者）は、平成 24 年度と比較して、約 3 倍に増加しています。

区分	H24	R1	増減数	増減
療育手帳所持者	27,110 人	35,727 人	8,617 人	131.8%
うち IQ80~89/発達障害と診断①	484 人	1,444 人	960 人	298.3%
精神手帳のうち発達障害関係②	407 人	1,118 人	711 人	274.7%
合計（①+②）	891 人	2,562 人	1,671 人	287.5%

1, 発達障害児者の現状について、御説明いたします。

発達障害者支援法において、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義しています。

県内の発達障害児者については、平成24年度文科省調査によれば通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒は6.5%との結果であり、この結果から推計すると、県内の15歳以下の発達障害児者は約3万4千人と推計されます。また、県内の療育手帳を所持している発達障害児（者）数は令和2年3月31日現在において、平成24年度の約3倍に増加しています。

### (3) 発達障害者支援のあり方の検討(平成 28 年度)

医療、福祉、教育、労働等の有識者で構成される「静岡県発達障害者支援体制整備検討委員会」において、今後の発達障害者支援のあり方を取りまとめた。(P.31 参考資料)

#### ①今後の課題

- ・ライフステージを通じた支援体制の確立  
早期発見体制の確立、早期発達支援の充実、学齢期の支援の充実、成人期の支援の充実 等
- ・身近な地域で支援が受けられる体制の確立  
相談支援の充実、医療の充実、連携体制の充実、人材育成の強化、発達障害者支援センターの充実、地域課題への対応 等

#### ②その後の対応(主なもの)

- ・相談支援体制の充実  
発達障害者支援センター体制の見直し(1箇所⇒2箇所体制)、民間法人に運営業務委託
- ・人材育成の強化 …各種研修の充実(成人期の発達障害者支援に関する研修を充実)

支援のあり方の検討については、平成28年度に、医療、福祉、教育、労働等の有識者で構成される「静岡県発達障害者支援体制整備検討委員会」において、今後の発達障害者支援のあり方が取りまとめられました。今後の課題として、ライフステージを通じた支援体制の確立や、身近な地域で支援が受けられる体制の確立などが挙げられています。

**(4) 県・市町の役割**

	県	市町
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性の高い支援</li> <li>・地域の支援体制の整備の支援</li> </ul>	身近な支援
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援センターの設置</li> <li>・市町の早期発見に対する技術的助言等</li> <li>・早期発達支援のための体制整備</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・専門的な医療機関の確保 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害の早期発見、早期の発達支援</li> <li>・専門機関の紹介・情報提供</li> <li>・発達障害児・保護者に対する相談及び助言</li> <li>・保育上の配慮、適切な教育的支援</li> <li>・地域での生活支援 など</li> </ul>
身近な地域で、ライフステージに応じた切れ目ない支援体制の確立		

**① 県の支援体制（県内の発達障害者支援センターの設置状況）**

	県東部センター	県中西部センター	静岡市センター	浜松市センター
愛称	アスタ	COCO(ココ)	きらり	ルピロ
受託者	NPO 法人自閉症 e スタイルジャパン	(一社)たけのこ	(福) 済生会静岡 医療福祉センター	合同企業体 (社会福祉事業団等)
所在地	沼津市上土町	島田市大川町	静岡市曲金	浜松市鍛冶町
所管地域	賀茂、熱海伊東 駿東田方、富士	志太榛原、中東遠 湖西市	静岡市	浜松市

次に、11ページをご覧ください。

県と市町の役割ですが、県は発達障害者支援センターの設置や、早期発達支援のための体制整備など、専門性の高い支援を行い、市町は発達障害の早期発見・早期の発達支援、専門機関の紹介・情報提供など、身近な支援をしています。

県内の発達障害者支援センターは、県東部センター、県中西部センター、静岡市センター、浜松市センターの4つがあり、

② 発達障害者支援センター新規相談受付件数

平成 20 年度と比較して約 1.5 倍となっています。また、令和 2 年度の相談対象者の年齢は成人（19 歳以上）が約 6 割、平成 20 年度と比べて約 3.2 倍となっています。

区分	H20	R2	増減等
新規相談	745 件	1,110 件	365 件
うち成人（19 歳以上）の割合	17.7%	57.3%	+39.6%



新規相談受付件数は、平成20年度と比較して約1.5倍となっています。また、成人の割合が大きく増加しています。

グラフをご覧ください。

令和 2 年度の相談対象者の年齢は19歳以上の成人が約 6 割であり、平成20年度と比べて約3.2倍となっていることが分かります。

■新規相談の状況（令和2年度）

ア 年齢別 令和2年度実績では、成人期（19歳以上）の相談が半数以上となっている。

区分	件数	割合
就学前	61件	5.5%
学齢期	340件	30.6%
19歳～39歳	450件	40.5%
40歳以上	186件	16.8%
計（※不明分を含む）	1,110件	100.0%

イ 主訴別

主訴	件数	割合（%）
生活面・家庭で家族ができること	333件	30.0%
診断・相談・支援を受けられる機関・制度	299件	26.9%
発達障害かどうか知りたい	103件	9.3%
今後の就労関連	84件	7.6%
進路や将来の生活関連	67件	6.0%
現在勤務する職場関連	43件	3.9%
対応困難な状況の改善	36件	3.2%
その他	145件	13.1%
計	1,110件	100.0%

次に12ページをご覧ください。

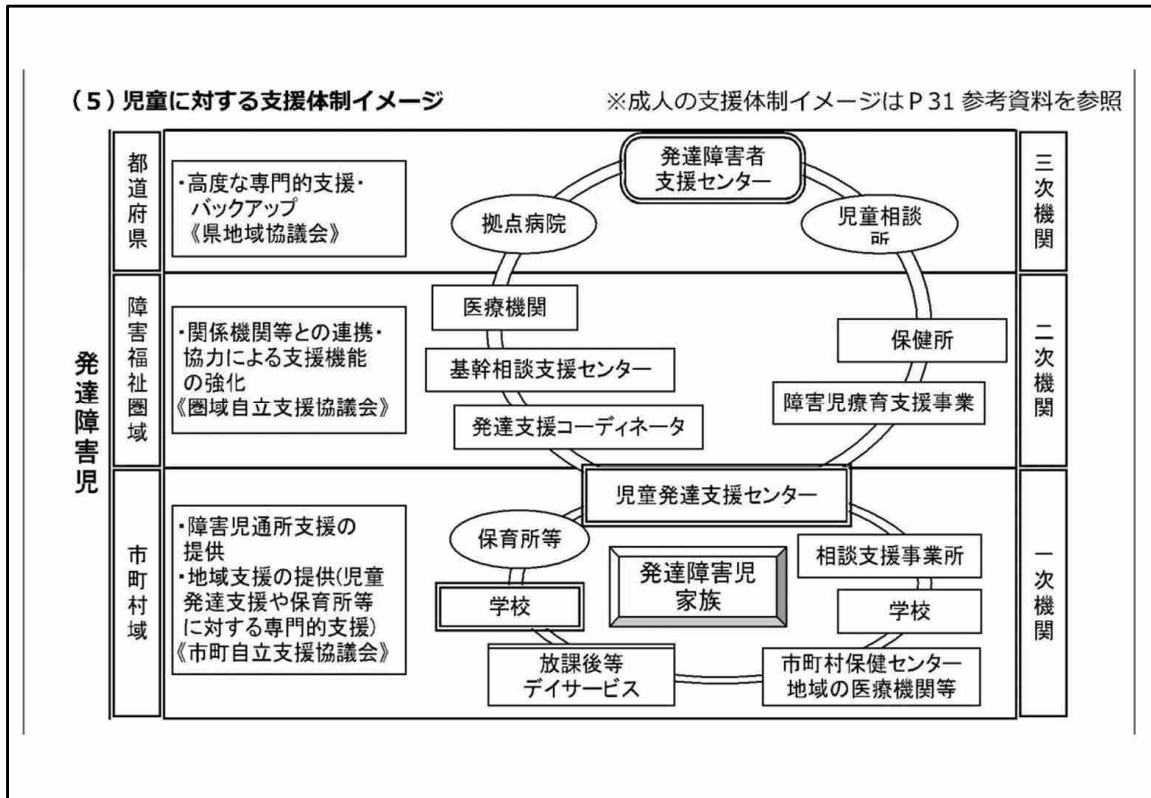
令和2年度の新規相談の状況です。

年齢別の実績では、成人期（19歳以上）の相談が半数以上となっています。

相談内容としては、「生活面・家庭で家族ができること」に関する件数が最も多く、全体の3割となっています。

(5) 児童に対する支援体制イメージ

※成人の支援体制イメージはP 31 参考資料を参照



下の図は、児童に対する支援体制イメージです。  
 市町村域では、児童発達支援センターなどが地域支援の提供を行い、  
 圏域単位では、基幹相談支援センターや保健所などが連携・協力して支援機能を強化し、  
 都道府県単位では発達障害者支援センターなどが高度な専門的支援を実施する、という体制です。

### ①身近な地域での支援

障害者総合支援法の施行、児童福祉法の改正(平成 24 年)により、在宅の障害児の援護の実施は市町の役割として規定され、市町による相談支援・障害福祉サービスが拡充されています。

発達障害者支援においても、市町において、1.5 歳・3 歳児健診等での早期発見から早期の発達支援につなげています。

### ②児童を対象とした障害福祉サービスの利用状況（1ヶ月あたりの利用者数）

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所の利用者は年々増加しています。

区分	H28.3月	R2.3月	増減数	増減等
児童発達支援	2,067人	3,041人	974人	147.1%
放課後等デイサービス	4,057人	8,364人	4,307人	206.2%

※発達障害に関する手帳所持者が増加していますが(1(2)②参照)、1.5 歳、3 歳児健診等での早期発見から、各種相談支援を通じて障害福祉サービスにつなげるなど、早期の発達支援につなげる体制が整いつつあることがうかがえます。

次に13ページをご覧ください。

障害者総合支援法の施行や、平成24年の児童福祉法の改正により、在宅の障害児の援護の実施は市町の役割として規定され、市町による相談支援・障害福祉サービスが拡充されています。

発達障害者支援においても、市町において、1.5 歳・3 歳児健診等での早期発見から早期の発達支援につなげています。

児童を対象とした障害福祉サービスの1ヶ月あたりの利用者数は年々増加しており、早期発見から早期発達支援への体制が整いつつあることがうかがえます。

## 2 発達障害者支援における課題

- ・発達障害者支援センターへの相談にて青年期の相談割合が増加している。(1(4)②参照)
- ・青年期・中高年層の発達障害について、問題が複雑化した後に対応を求められるケースが増えており、中でも、知的障害のない発達障害、医療機関での診断を受けていない者からの相談が増加している。
- ・その他、当事者の親の子育てに関する相談、ひきこもり、家庭環境・療育環境での問題、薬物・ギャンブル等依存、他の精神障害との併存に関する相談も増えており、それぞれ関係機関との連携が必要となっている。
- ・発達障害は分かりにくい障害であることから早期の支援につながりにくい。また、日常生活において困難を緩和するためにも周囲の人がその特性を理解することも必要である。

2、発達障害者支援における課題について、御説明します。

前述しましたが、発達障害者支援センターへの相談において青年期の相談割合が増加しています。

青年期・中高年層の発達障害について、知的障害のない発達障害、医療機関での診断を受けていない人からの相談が増加しています。

その他、当事者の親の子育てに関する相談や、薬物・ギャンブル等依存、他の精神障害との併存に関する相談等も増えており、それぞれ関係機関との連携が必要となっています。

発達障害は分かりにくい障害であることから早期の支援につながりにくく、日常生活において周囲の人がその特性を理解することも必要です。

現状と対応すべき課題については以上です。



## 2 施策に関する県と市町、民間等との役割分担

区分	役割・取組等
県	(障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくり) ・ 県民、企業に対する障害のある人及び障害に対する正しい理解の広報啓発 ・ 差別に関する相談受付、相手方との調整対応、折り合わない場合の助言・あっせん  (障害のある人の自立に向けた支援) ・ 専門的分野に関する相談支援体制の構築、人材養成 ・ 一般就労への移行及び福祉的就労の促進に向けた普及啓発、取組支援
市町	(障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくり) ・ 市民に対する障害のある人及び障害に対する正しい理解の広報啓発 ・ 差別に関する相談受付、相手方との調整対応  (障害のある人の自立に向けた支援) ・ 生活全般に関する相談支援 ・ 福祉サービスの利用支援
県民等	(障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくり) ・ 障害のある人への理解・配慮、地域での共生  (障害のある人の自立に向けた支援) ・ 福製品の購入、障害福祉事業所への発注

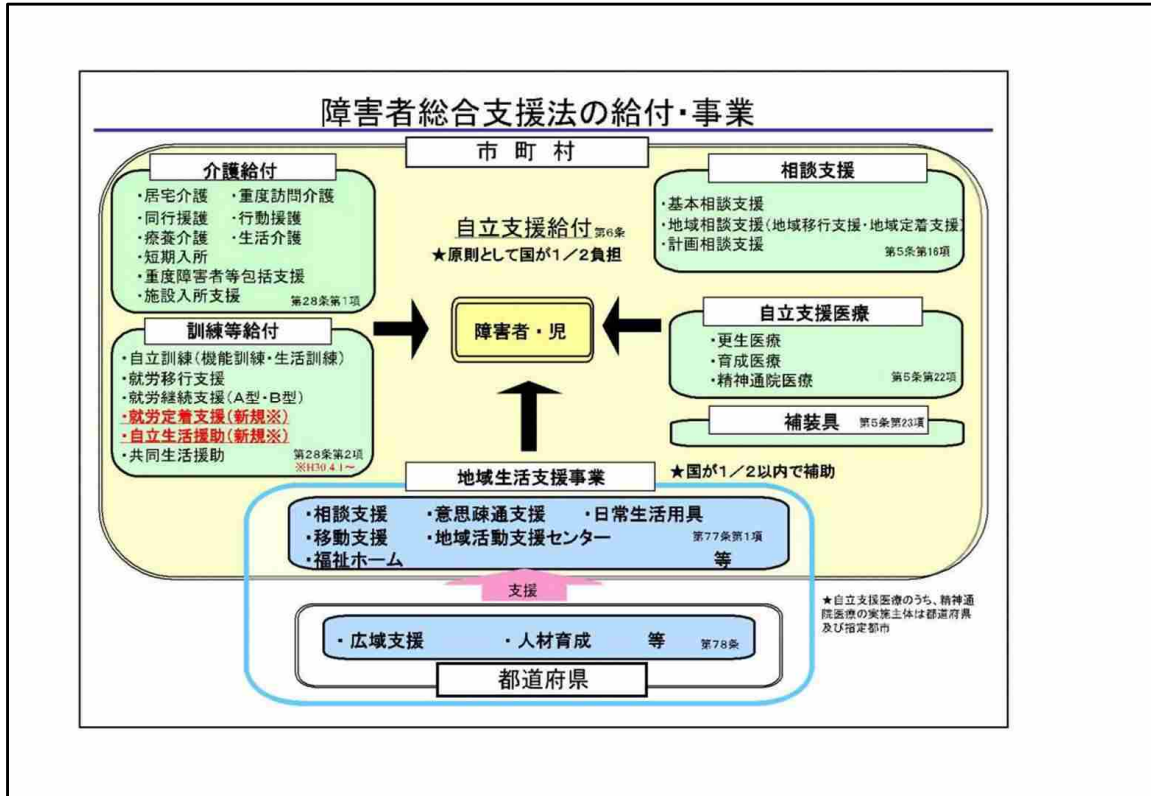
次に、14ページをご覧ください。

ここでは、施策に関する県と市町、民間等との役割分担について説明します。

県は、県民、企業に対する障害のある人及び障害に対する正しい理解の広報啓発や、専門的分野に関する相談支援体制の構築、人材養成を実施します。

市町は、市民に対する障害のある人及び障害に対する正しい理解の広報啓発や、生活全般に関する相談支援を実施します。

県民等は、障害のある人への理解・配慮、地域での共生や、福製品の購入、障害福祉事業所への発注により支援します。



図は障害者総合支援法の給付と事業の概要図です。  
市町は介護給付や相談支援等を実施し、県は広域支援や人材育成により支援するなど、地域が一丸となって支援する体制になっています。

### 3 主な取組

#### 視点1 障害に対する理解と合理的配慮の提供の推進

取組①	障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進	担当課名	障害者政策課 障害福祉課
目的 (何のために)	障害のある人や障害に対する正しい理解の県民への浸透を図るとともに、障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供を推進します。		
取組内容	<b>取組1：障害者差別解消のための体制整備</b> (P.25 参考資料) <概要> 平成 29 年 4 月 1 日に施行した「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障害福祉に専門的な知識を有する有識者による「障害者差別解消相談窓口」の運営、県民が一体となって障害者差別解消に取り組む「障害を理由とする差別解消推進県民会議」の開催及び障害を理由とする差別を解消するための取組に関し顕著な功績があると認められる団体等に対する表彰等を実施		
	区分	内容	令和2年実績
	障害者差別解消相談窓口※1	障害を理由とする差別に関する相談をワンストップで受付	相談件数 44 件
	差別解消推進県民会議	行政、障害のある方、関係団体、事業者などオール静岡で差別解消を推進する県民会議	参画団体 258 団体
優良事例表彰等※2	障害に対する理解を深める取組等を行った個人や団体等を表彰	表彰団体 7 団体	

次に15ページをご覧ください。

それでは、主な取組について説明します。

障害のある人や障害に対する正しい理解の県民への浸透を図り、障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供を推進しています。

取組事例を紹介します。

県は、条例に基づき、障害福祉の有識者による相談窓口の運営や、県民が一体となって障害者差別解消に取り組む県民会議の開催、障害差別を解消するための取組を実施した団体等に対する表彰等を実施しています。

表はそれぞれの令和2年度実績、

※1 障害者差別解消相談窓口

項目	内容
相談窓口	静岡県総合福祉会館（シズウェル）4階
相談日時	週3回（火・水・金曜日）10：00～16：00
相談体制	専任相談員（社会福祉士）
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電話相談 障害差別の解消に関する相談について、電話メール等で受付</li> <li>○ケース支援 必要に応じて、東・中・西部の相談員が相談者と相手方の間に入り調整</li> </ul>

※2 優良事例表彰式の様子



障害者相談窓口の概要を示しています。

写真は優良事例表彰式の様子です。

**取組2：障害に対する県民理解の促進** (P.26 参考資料)

<概要>

周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及や、駅ホームでの転落防止や困っている障害のある人を支援する声かけサポーターの養成など、合理的配慮の推進に向けた取組等を実施。

区 分		内 容	令和2年実績
県民向け	<b>ヘルプマーク推進※1</b>	・県民啓発のためのフォーラムの開催 ・ヘルプマークの配布	参加者数 79 人 配布数 33,400 個
	<b>声かけサポーター養成※2</b>	・声かけサポーターの養成講座の開催	参加者数 255 人
事業者向け	U D タクシー導入促進助成	・ユニバーサルデザインタクシーの購入経費に対する助成	補助数計 65 台
	<b>合理的配慮理解促進助成※3</b>	・団体等が実施する合理的配慮に関する研修会等の経費に対する助成	助成数計 10 件

次に16ページをご覧ください。

周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及や、障害のある人を支援する声かけサポーターの養成など、合理的配慮の推進に向けた取組等を実施しています。

ヘルプマークとは、義足又は人工関節を使用している人、内部障害又は難病の人、妊娠初期の人など、援助又は配慮を必要としていることが外見からは分からない人が身に着け、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークのことです。

※1 ヘルプマーク



義足又は人工関節を使用している人、内部障害又は難病の人、妊娠初期の人など、援助又は配慮を必要としていることが外見からは分からない人がある。  
そうした人が身に着け、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマーク

(ヘルプマーク啓発マンガの作成)

主に若年層に向けて、マークの意味や目的を分かりやすく紹介した漫画を作成し、公共交通機関等の利用機会が増え活動範囲が広がる、新高校1年生に33,400配布(県HP掲載)



若年層に向けた取り組みとして、意味や目的をわかりやすく紹介した漫画を作成し、公共交通機関等の利用機会が増えて活動範囲が広がる新高校1年生に配布しました。

※2 声かけサポーター養成研修	
項目	内容
目的	県内外で発生している駅ホームからの転落事故等を受け、事故を未然に防止するため路上や駅ホーム等で障害のある人に対する声かけを行う際のコツやタイミングを習得したサポーターを養成する。
研修内容	講義及び駅での実習
講師	モビリティ財団、県歩行訓練士会、当事者（白杖使用者、盲導犬使用者、車椅子利用者等）
参加対象	高校生、地域住民等
会場	駅ホーム構内又は高等学校




取組内容(全)

次に17ページをご覧ください。

声かけサポーターの養成研修では、高校生や地域住民等を対象に、モビリティ財団、県歩行訓練士会、白杖使用者や盲導犬使用者などの当事者を講師に招いて実施しました。

校、手法など)	<b>※3 合理的配慮理解促進助成</b>	
	項目	内容
	目的	合理的な配慮の提供の促進を図るため、合理的な配慮の提供に係る事業を実施する事業者・団体に対し助成する。
	助成額	1 団体・事業者あたり上限額 30 万円
	申請主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者（支店単位での申請可）、個人事業主</li> <li>・事業者等の団体（支部単位で活動を行っている場合は、支部単位での申請可）</li> <li>・福祉団体・事業者（商業、交通、教育等の団体・事業者等と協力して事業を実施するもの、商業、交通、教育等の事業者や県民に合理的配慮の理解を求めるものなど）</li> </ul>
<b>（令和2年度の実施例）</b>		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 障害別、場面別の合理的配慮提供方法を学習するための動画や資料を作成し、SNSで配信</li> <li>2) 視覚に障害のある人用の案内表示等（トイレ、エレベータ）の制作・公共施設等への仮設置及び検討、パネル展示会の開催</li> <li>3) 障害のある人とない人がともに文化芸術に取組むワークショップの開催</li> <li>4) 「みんなの防災すごろく」を障害の有無に関わらず使えるよう、点字、ルビを印字した大型版を作成。出前講座を行う。</li> </ol>		

また、合理的配慮の理解促進のため、合理的な配慮の提供に係る事業を実施する事業者・団体に対する助成をしています。

令和2年度は、合理的配慮提供方法を学習するための動画等の作成や、視覚に障害のある人用の案内表示等制作等、ワークショップの開催などを実施しました。



### 取組3：手話の普及促進

#### <概要>

平成30年3月28日に施行した「静岡県手話言語条例」に基づき、県民の手話への理解促進と手話を使いやすい環境を整備するため、県民誰もが手話で簡単なあいさつができることを目指す「手話であいさつを」運動のほか、県民向け・企業向け手話講習会への講師派遣等を実施。

事業名等	取組内容	令和元年度実績
「手話であいさつを」運動	県民誰もが手話で簡単なあいさつができることを目指し、イベントや小中学校で手話を体験する運動を実施。	中央イベント 1箇所 地域イベント 6箇所 小学校 1校 参加者計 2,532人
手話講習会への講師派遣	県民向け、企業向け手話講習会に講師を派遣し、手話の普及を促進。	県民向け 9回 企業向け 5回 参加者計 534人
県・市町職員向け手話入門講座	県・市町の職員自らが手話に触れるための講座を開催。	県職員 237人 市町職員 76人 参加者計 313人

18ページをご覧ください。

「静岡県手話言語条例」に基づき、県民の手話への理解促進と手話を使いやすい環境を整備するため、県民誰もが手話で簡単なあいさつができることを目指す「手話であいさつを」運動や、県民向け・企業向け手話講習会への講師派遣等を実施しました。

○「手話であいさつを」運動の様子



(浜松市)



(三島市)

- ◆ イベント来場者に手話体験してもらうに当たっては以下のように工夫。
  - ・ 手話を使って、隣のカフェで注文してみよう！
  - ・ 手話であいさつができれば、クッキーをプレゼント！
- ◆ 「手話は難しそう」といった先入観を取り払い、大人・子どもの別なく多数の参加につながった。

写真はその様子です。

視点2 福祉的就労の工賃水準の向上			
取組②	一人ひとりの特性に応じた就労の促進	担当課名	障害者政策課
目的 (何のために)	障害福祉事業所の収益の拡大等を図り、工賃向上につなげることで、事業所で働く障害のある方々の経済的な自立を促進します。		
取組内容	取組1：福祉的就労で働く人の工賃向上支援 (P.29 参考資料)		
	1 静岡県工賃向上計画の概要 障害のある人の工賃向上に向けた取組を推進するため、国の指針や本県の実情を踏まえ、令和3年度から3年間を計画期間とする「静岡県工賃向上計画」を策定しています。計画では、目標工賃額等の数値目標と、その達成に向けた具体的な方策を示し、工賃水準の向上を図る取組を行っています。		
	区分	内 容	
	基本的方針	国の基本的な指針や本県の実情を踏まえ、『目指すべき目標工賃月額を 30,000円』に定め、その実現のために官民一体となった取組を行う。	
	計画期間	令和3年度から令和5年度まで	
対象事業所	就労継続支援B型事業所		
目標数値	指標	目標数値	考 え 方
	令和5年度県平均工賃	20,000円/月	令和5年度までに目指す県平均目標工賃
	各事業所が目指すべき目標工賃伸び率	対前年伸び率5%	全体を底上げし、すべての事業所が達成するべき伸び率

19ページをご覧ください。

主な取り組みの二つ目について御説明いたします。

障害福祉事業所の収益の拡大等を図り、工賃向上につなげることで、事業所で働く障害のある方々の経済的な自立を促進しています。

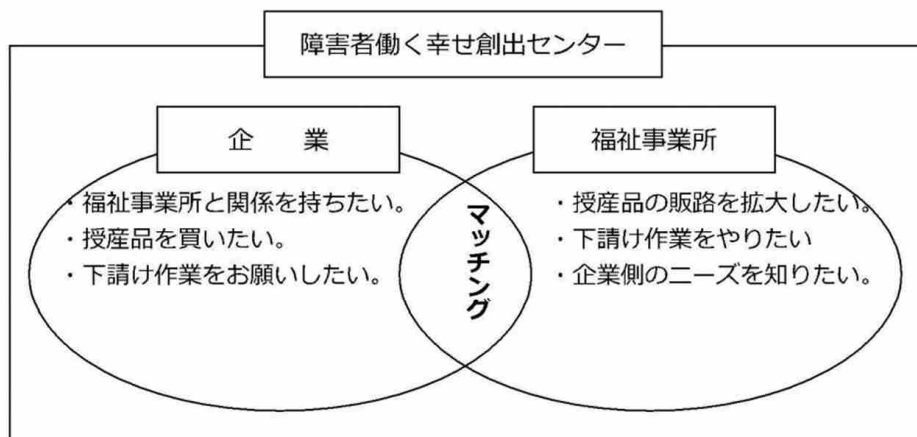
取組事例について説明いたします。

障害のある人の工賃向上に向けた取組を推進するため、令和3年度からの「静岡県工賃向上計画」において、目標工賃額等の数値目標と、その達成に向けた具体的な方策を示し、工賃水準の向上を図る取組を行っています。

手段、手法など	<b>2 工賃向上に向けた施策</b>			
	障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、工賃向上に向けた様々な施策を実施しています。			
	区分	項目	内容	
	受注機 会の拡 大	<b>企業と事業所の 連携を構築※1</b>	障害者働く幸せ創出センターが企業訪問し、仕事の請負や福産品の発注を呼びかけ	受発注仲介件数 1,071件
		<b>授産品の認知度 向上※2</b>	授産品を身近に感じられ、広く県民に親しまれるよう、愛称等を公募し福産品に決定	-
		一人一品運動	販売イベント等を通じて継続的な購入を県民に呼びかけ、認知度向上と販路を拡大	地域密着モデル市町 2市町
	収益向 上への 支援	<b>ブランド力向上 ※3</b>	福産品の中から、専門家のアドバイスを基に商品改良を行い、県がブランド認定	ブランド認定 43品 (H28~R2)
		<b>農福連携による 支援※4</b>	農業分野への職域拡大や、事業所の農産物加工品を専門家の助言により改良	農福連携窓口設置 マッチング件数 24件
	発注の 推進	官公庁の就労施設等への発注	県や市町等の官公庁等が障害者就労施設からの物品等の調達を推進	県 54,443千円 市町 236,884千円
		<b>新しい生活様式 に対応した取組 ※5</b>	新しい生活様式への対応を図るため、オンライン販売を導入し、販路を拡大	R3 予定 (20事業所)

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、例えば授産品の受注機会の拡大や、収益向上への支援、発注の推進など、様々な施策を実施しています。

※1 障害者働く幸せ創出センターの授産事業支援



区分	事業内容
R2実績	福産品販売：353件 28,981千円 を仲介
	下請業務受注：718件 56,841千円 を仲介

20ページをご覧ください。

図は、「障害者働く幸せ創出センター」の概念図です。企業と福祉事業者のマッチングを実施しています。

※2 授産品の愛称とロゴマーク、キャッチコピー

授産品をより身近に感じられ、広く県民に親しまれるように、愛称を公募し「ふじのくに福産品」に決定し、併せてロゴマークやキャッチコピーを作成して認知度向上を図っています。



【愛称「福産品」の選定理由】

静岡県産の福祉製品と分かり、幸“福”も連想できる

【キャッチコピー】

幸福（しあわせ）産みだすこの一品

【ロゴマーク制作者の意図】

- ・「良い」「正しい」の意味をもつ丸印で「品」の字を表現
- ・3つ〇が支え合うことで、福産品がより良いものとなるように願いを込めた

※3 ふじのくに福産品ブランド認定数

区分	H28	H29	H30	R1	R2	計	
認定数	食品	3	5	9	7	5	29
	雑貨	2	5	0	2	5	14
	計	5	10	9	9	10	43

ブランドマーク（平成31年3月22日商標登録）



【コンセプト】

～ 富士山のある県で、輝く星に ～

富士山を彩る四季のように、人それぞれがもつ色が集まり、作り出す授産品のイメージと一番星のように輝いてほしいとの想いを込めています。

また、授産品をより身近に感じられ、広く県民に親しまれるように、「ふじのくに福産品」という愛称とともに、ロゴマークやキャッチコピーを作成して認知度向上を図っています。



オリーブ葉っぱ珈琲



わさび染めタオル

※4 農福連携による取組

区 分	内 容
全体研修	農福先進事例に学ぶ研修、6次産業化を学ぶ研修
個別支援	事業所の状況・要望に合わせ、農業技術等を指導
マッチング 支援	農福連携ワンストップ窓口設置（令和2年6月～） 施設外就労に向けたマッチング、農業体験や実習のコーディネート
ブランド化	マーケティングアドバイザーの助言と事業所のニーズに合わせた商品の改良支援
マルシェ開催	農産物・加工品を販売するマルシェを開催（8回）

取組

21ページをご覧ください。

県では、農福連携による取り組みも進めています。これは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。

農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

容  
（手段、  
手法など）

農福連携マッチング成立件数

	H30	R1	R2
成立件数	8件	5件	24件



定植板洗浄作業



トマト出荷作業

※5 オンライン販売導入支援

事業所に対して、ECサイト導入に係るアドバイザー派遣や導入経費支援を行います。  
ECサイト（R3.8～開始）：しずバレ、しずおか・エールマルシェ（新設）



そのほか、事業所に対して、アドバイザー派遣やオンライン販売導入経費支援を行っています。



**視点3 発達障害のある人の自立に向けた支援**

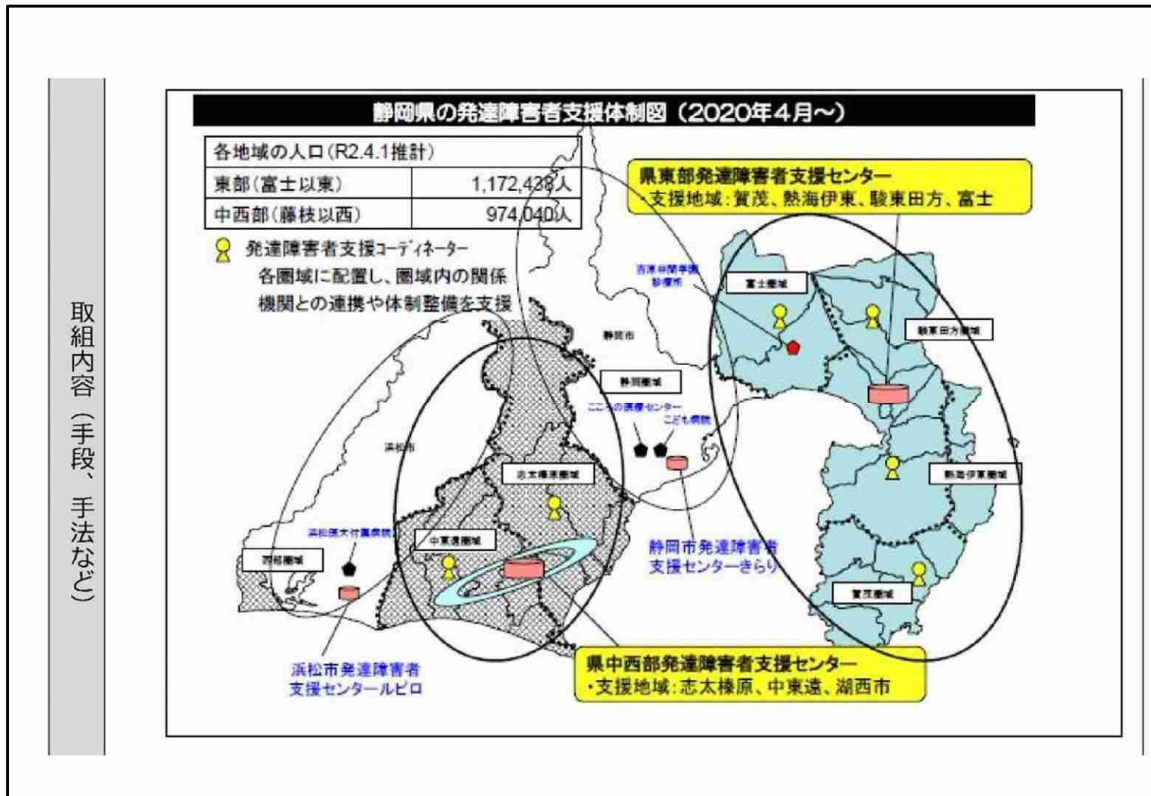
取組③	発達障害のある人に対する支援の充実	担当課名	障害福祉課
目的 (何のために)	医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携のもと切れ目ない支援を行うことで、発達障害のある人が抱えている困難さを緩和することを目指しています。		
<b>取組1：相談支援体制の整備</b> (P.31 参考資料)			
<p>発達障害児者支援においては、医療、福祉、教育など関係分野の専門人材の養成とともに、ライフステージを通じた支援体制の確立が必要です。</p> <p>令和2年度から、県発達障害者支援センターを東部地域及び中西部地域の2箇所体制とし、運営を専門的な知識や経験豊富な民間法人に委託し、より身近な場所で専門的な支援を提供できる体制を整備しました。また、発達障害者支援コーディネーターを県下6人配置し、連絡調整会議での助言、研修会等の開催など地域の体制整備のための支援を実施しました。</p>			

22ページをご覧ください。

主な取り組みの三つ目を御説明いたします。

医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携のもと切れ目ない支援を行うことで、発達障害のある人が抱えている困難さを緩和することを目指しています。

取組事例について説明いたします。



図をご覧ください。

発達障害児者支援においては、関係分野の専門人材の養成とともに、ライフステージを通じた支援体制の確立が必要です。

令和2年度からは、県発達障害者支援センターを東部及び中西部の2箇所体制とし、専門的な知識や経験が豊富な民間法人に運営を委託し、より身近な場所で専門的な支援を提供できる体制を整備しました。

### 1 相談支援体制の整備

センター設置	発達障害者支援センターの設置（2箇所体制…東部・中西部）
発達障害者支援コーディネーターの配置	人数：6人配置（東部4人、中西部2人） 内容：市町だけでは対応困難なケースの相談支援、助言指導及び地域の体制整備の支援（調整会議での助言、研修会、啓発活動）を実施。 ※発達障害の当事者、保護者、障害福祉サービス事業所、市町や施設の職員からの相談等に対応

※2箇所のセンターと各地域に配置する発達障害者支援コーディネーターが連携して相談支援等にあっている。

1、相談支援体制の整備について御説明します。

発達障害者支援センターを設置し、発達障害者支援コーディネーターの配置により、市町だけでは対応困難なケースの相談支援、助言指導及び地域の体制整備の支援（調整会議での助言、研修会、啓発活動）を実施しています。

県発達障害者支援センターでの個別ケース相談・支援事例	
相談者 情報	50歳代女性 研究職 自閉スペクトラム症
	一般雇用で就職 対人恐怖、うつ病と診断⇒職場を休みがち 職場の人事担当と主治医からの勧めでセンターに相談
◆本人への支援	
自己理解の支援（障害特性の理解、必要な支援、工夫できること等） 行動面の指導・支援（対人スキル、ストレスへの対処、生活リズム等）	
◆関係機関との関わり	
・医療機関、職場人事担当への訪問（診断結果、職場での状況等を聞き取り）	
・医療機関への情報提供書の提供	
・職場の上司・同僚等への説明（対応の助言）	
◆相談後の状況	
・精神障害者保健福祉手帳を取得…障害の受忍⇒自己理解が深まった	
・うつ症状は改善傾向にあるが、休むこともあり、今後も職場との調整が必要 ⇒今後、センターでの相談、職場訪問による話し合いを継続して実施予定	

次に23ページをご覧ください。

相談に対しては、自己理解等の支援や、医療機関への情報提供書の提供、相談後のケアの継続等を実施しています。

取組内容（手段、手法など）	<b>取組2：専門人材の養成</b>		(P.32 参考資料)
	<b>1 県主催研修</b>		
	人材養成（医師）	東部地区における医療機関実地研修の実施	対象：東部地区に勤務する医師 人数：4名養成 回数：各3回 内容：専門的な医療機関における陪席研修
	人材養成	かかりつけ医発達障害対応力向上研修	対象：発達障害を日常診療しない医師 50名程度 内容：診療における発達障害への対応や利用できる支援機関等についての研修
人材養成	自閉症支援講座	対象：支援者、保健師、保育士、教諭、福祉施設職員等 人数：50名程度 回数：2コース各3～4回実施 内容：自閉症支援に携わる職員向けの基礎的な研修	

また、研修等による専門人材の育成も行っています。  
表はその事例を取りまとめたものです。

## 2 県発達障害者支援センター主催研修（主なもの）

研修名称	主な参加者	人数
大学生の支援を考える	知的障害・自閉症（大学生）支援者	18人
発達障害者の就労支援	就労関係支援者	40人
高校生のキャリア支援を考える	高校・大学進路担当	44人
発達障害者の特性と職業的課題	静岡県ジョブコーチ	52人
高機能 ASD、知的障害 ASD の方への支援	自閉症グループホーム運営者	32人
障害者支援に求められること	知的障害・自閉症支援者	64人
成年後見制度の活用	当事者（障害のある人）の家族	16人
発達障害のある子どもの子育て	当事者（障害のある人）の家族	43人
自閉症支援講座	知的障害・自閉症（青年・成人）支援者	23人
困難事例における協働	知的障害・自閉症支援者	19人

発達障害を日常診療しない医師に対する研修や、保健師、保育士、教諭等に対する研修、高校・大学進路担当など、様々な関係機関を対象に研修を実施しています。

取組に関する説明は以上です。

#### 4 主要事業

事業名	重点項目	2020 予算額(千円)
障害のある人への心づかい 推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルプマークの配布、広報啓発</li> <li>・声かけサポーターの養成</li> <li>・UD（ユニバーサルデザインタクシー）導入支援</li> <li>・団体等が実施する合理的配慮に関する理解を進める 研修会等の開催支援</li> </ul>	14,656
障害のある人にやさしい県 民運動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消相談窓口の設置</li> <li>・障害者差別解消推進県民会議の開催</li> </ul>	4,920
発達障害者支援センター運 営費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援の専門的な支援機関として県内2箇 (東部・中西部)所にセンターを設置(運営委託)</li> <li>&lt;相談支援、発達・就労支援、普及啓発、各種研修&gt;</li> </ul>	138,902
発達障害者支援体制整備事 業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援コーディネーターの配置(6人)</li> <li>・医療関係者・支援者向け研修(かかりつけ医研修)</li> <li>・発達障害者支援地域協議会の開催 (ほか)</li> </ul>	39,714
障害者働く幸せ創出事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人の「働くこと」に関する総合相談窓口 である「障害者働く幸せ創出センター」の運営</li> </ul>	53,489
ふじのくに福産品一人一品 運動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじのくに福産品の製品改良支援・ブランド認定</li> <li>・販売会の開催</li> <li>・地域における支援体制の構築支援</li> </ul>	5,752
農福連携による工賃向上支 援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業技術向上の個別支援、</li> <li>・農家と障害福祉サービス事業所のマッチング支援、</li> <li>・農産物、農産加工品の改良支援</li> <li>・農福マルシェの開催</li> </ul>	19,557
その他取組を含めた合計		276,990

次に24ページをご覧ください。

最後に、主要事業についてです。  
これらの事業により、施策を進めています。

令和3年度“ふじのくに”土民協働 施策レビュー 意見提出シート

第 班 名前： \_\_\_\_\_

- 1 テーマとなっている施策に関し、あなたが連想するキーワード3つを以下に記載してください。

--	--	--

- 2 施策の説明等を踏まえ、ご自身と施策とのかかわりについて記載してください。

--

- 3 その他、感想等に記載してください。

--

施策レビューでは、参加いただく皆様に、御担当いただく施策に関して連想するキーワード等を事前にお伺いしています。

キーワードを3つ、「意見提出シート」に記載いただき、返信用封筒で御返送くださるようお願いいたします。

説明は以上になります。御視聴ありがとうございました。